令和２年５月１日

各サービス利用者　様

各サービス提供事業所　様

海田町福祉保健部社会福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の

臨時的な取扱いについて

本町の障害福祉事業の推進については，日ごろから御協力をいただき，厚くお礼を申し

上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，広島県にも緊急事態宣言が発令されました。 これらの状況より，感染拡大防止を目的に 令和２年４月１５日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より事務連絡のあった「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて」に関して，次のとおり取り扱います。

１　趣旨

障害支援区分認定の有効期間について，次に該当する者は従来の期間に新たに１２か月までの範囲で合算することとします。なお，感染状況より取扱いを保留する場合もあります。

２　対象者

　・障害者支援施設や病院等において，入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより，当該施設等に入所している対象者の認定調査が困難な方

　・当該対象者以外の対象者で，新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から，面会が困難な方

海田町社会福祉課

担当：後舎・垣崎

TEL:082-823-9207